

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第23号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

平成25年8月25日に法人委託事業者がNHK放送受信契約書を取り次いだ件について、本人より「一度に4か月分(4900円)のNHK放送受信料を徴収する場合、NHK放送受信契約書の契約要件を満たすために、NHK松山放送局営業推進部が、本人のNHK放送受信契約書の通信欄等に記載しなければならない内容がわかる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成26年10月27日(第203回審議委員会)個人情報第23号諮問、審議、答申